

県内初となる香美町、淡路市の 「特定地域づくり事業協同組合」を認定

作成年月日	令和4年5月26日
作成部局	企画部地域振興課

過疎地域等の人口急減地域において、**複数の仕事を組み合わせた新たな働き方（マルチワーク）**による安定雇用を創出し、移住促進による地域づくり人材を確保する「特定地域づくり事業協同組合(R2.6制度創設)」に、今回、県内初となる第1号香美町と第2号淡路市を県が認定し、後日、認定証を交付

認定証交付

第1号 香美町地域づくり事業協同組合

認定日 令和4年4月21日

- ・代表理事 西村 伸一（農業）
- ・組合員数 5者（農業、林業、宿泊業、スキー場等）
- ・派遣職員数 5人（移住者及び地域内の若者から採用予定）
- ・派遣イメージ

例	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	農業（水稻）			宿泊業		農業（水稻）		スキー場 or 宿泊業				
B	林業					農業（梨）		スキー場 or 宿泊業				

- ・日時 令和4年5月27日(金)10:30~11:10
- ・場所 西村農園倉庫
(香美町小代区神水737)
- ・出席者 知事、香美町長、組合関係者他
- ・内容等 認定証交付
記念撮影
意見交換等

第2号 淡路市地域づくり事業協同組合

認定日 令和4年4月26日

- ・代表理事 森 淳（水産加工業）
- ・組合員数 5者（水産加工業、農畜産物加工業、農業、飲食業、卸売業等）
- ・派遣職員数 3人（移住者を採用予定）
- ・派遣イメージ

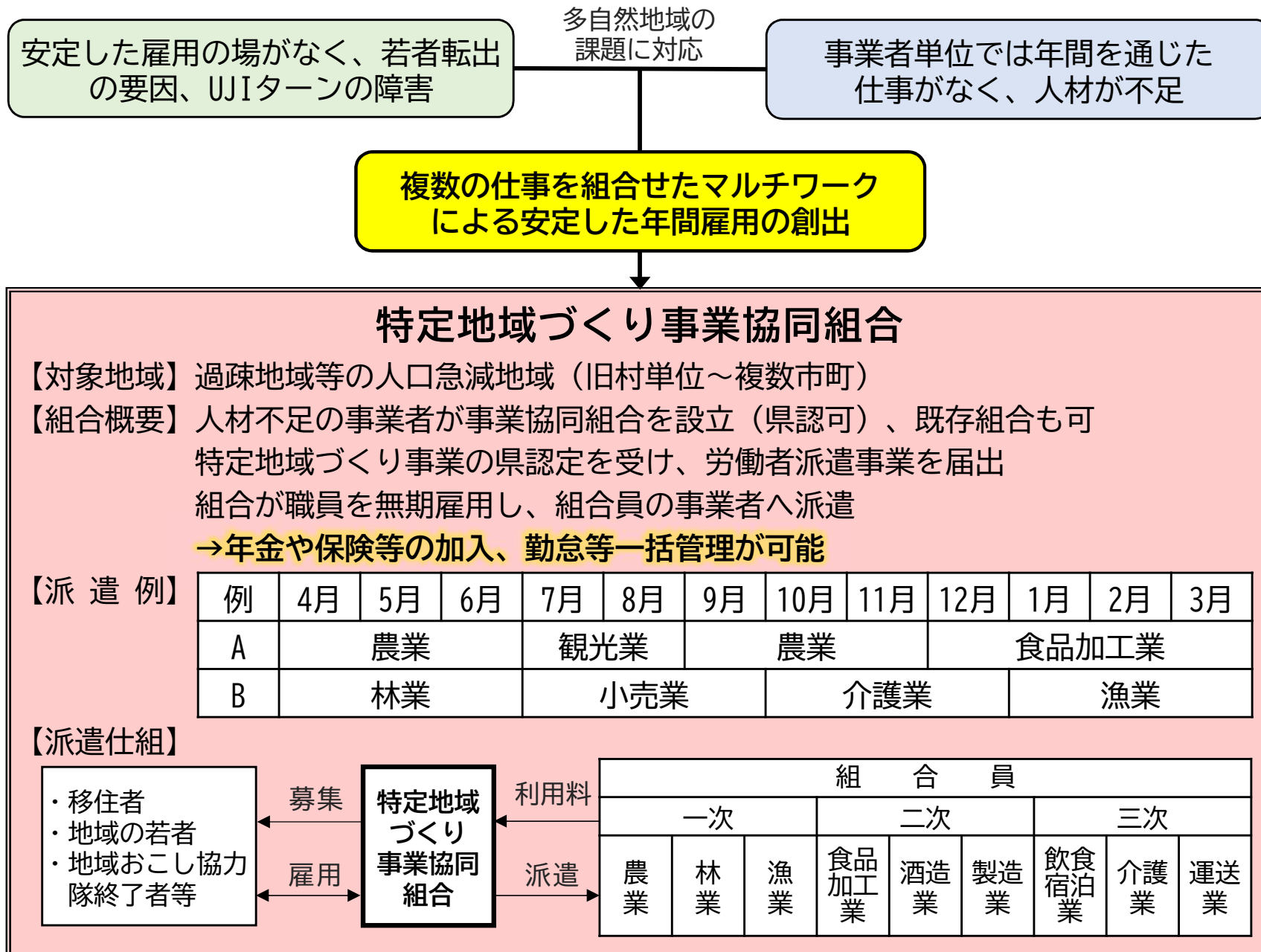
例	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	水産加工業						農畜産物加工業				農業（玉葱）	
B	農業（玉葱、水稻）		レストラン		農業（水稻、玉葱）			水産加工業				

- ・日時 令和4年6月8日(水)11:50~12:30
- ・場所 組合事務所(淡路市久留麻2204-1)
- ・出席者 知事、淡路市副市長、組合関係者他
- ・内容等 認定証交付
記念撮影
意見交換
派遣先の水産加工所見学等

(参考) 全国認定状況 23道府県 46組合(R4.4) うち近畿 2府県 3組合 (兵庫県除く)

【お問い合わせ先】
企画部地域振興課地域再生班
TEL: 078-362-4314
Mail: chiikishinkou@pref.hyogo.lg.jp

(参考)特定地域づくり事業協同組合制度の概要



【根拠法】 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月施行）